

裁 決 書

審査請求人

上記審査請求人から平成20年7月18日付けで提起された[]福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）の規定により行った平成20年7月3日付け[]第[]号及び平成20年7月3日付け[]第[]号による生活保護決定通知（以下「本件処分」という。）に関する各審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分は、いずれもこれを取り消す。

理 由

1 審査請求人の主張

審査請求人（以下「請求人」という。）の請求の趣旨は、処分庁がした本件処分の取消しを求めるもので、その理由は、住居解約による住居地消滅のため保護を廃止されたこと並びにこの決定により過払いとなった4月分扶助費[]円及び5月分扶助費[]円の納付について不服があるという点にある。

2 処分庁の弁明

処分庁の弁明の趣旨は、本件審査請求を棄却するよう求めるもので、その理由として、「平成20年4月8日に請求人及び二男と面接して以降、請求人からの連絡はなく、家庭訪問しても不在の状態が続き、不在連絡票を投函しても連絡はなかった。同年5月23日、賃貸契約が4月20日付けで解除されていることを確認するも、解約について請求人からの相談、報告はなかった。賃貸契約が解除された時点で居住地は消滅し、法第19条第1項第1号の「居住地を有する要保護者」には該当しないことになる。」

「平成20年6月17日に請求人が来所した際に[]在住の複数の友人宅を転々としながら生活しているとの申立が請求人よりあり、地区担当

員がどこにいるのか尋ねても教えず、また請求人自身の住民票も異動していないため、請求人がどこで生活しているのか確認できなかった。また、二男は請求人によると東京へ出て行ったとの話であり、住民票上は長男の住所へ転出していたが（平成20年5月23日確認）、実際は所在不明とのことであった。請求人及び二男の所在している場所を特定できない状況であり、法第19条第1項第2号の「現在地を有するもの」として、処分庁の管理している所管区域内に主及び二男が存在しているか特定できない。」

「以上のことから、法第19条第1項各号に該当せず、事実上処分庁を保護の実施機関として保護を実施することが不可能な状態となっている。」としている。

3 審査庁の判断

(1) 認定事実

調査したところ、次の事実が認められる。

ア 平成20年5月12日以降、処分庁の職員が何度か請求人に架電したが、つながらなかった。

イ 平成20年5月13日以降、処分庁の職員が請求人宅を何度か家庭訪問したが、不在であった。

ウ 平成20年5月23日、処分庁の職員が請求人の長男に架電したが、現在使用されていない番号のため不通。同日請求人宅を家庭訪問したが、不在であり、家財道具がないことを確認した。

また、処分庁の職員が[]に架電し、請求人宅が平成20年4月20日に解約済みであることを確認した。

請求人及び請求人の二男の住民票の異動状況を調査したところ、請求人は異動なし。二男は[]に転出となっていた。

エ 平成20年6月17日、請求人が処分庁に来所。請求人は、「二男は3月いっばいで仕事を辞め、突然東京に行くと言って家出した」と説明した。

また、「二男が出て行ったことがとてもショックでパニック状態となりうつ病の状態が一気に悪化したとのこと。具体的には自殺願望が強くなりひとりで家にいられなくなってしまった」「見かねた友人（申し立てによると[]在住）が心配し、しばらく友人宅で生活するよう勧めてくれ、友人にアパートを処分してもらい家財等は友人宅（複数に分けて）に置かせてもらっている」と説明した。

また、二男の所在については、「携帯電話もつながらず、どこにいるか分からないが、東京に行くと言って出て行ったため熊本にはいない



のではないかと説明した。

オ 平成20年6月30日、処分庁の職員に対し、請求人から電話連絡。友人宅での生活について聴取した。請求人は、「食事の提供は受けておらず、寝泊りだけさせてもらっている状態であり、間代や家賃等の支払いもない」と回答した。

カ 平成20年7月3日、処分庁は保護廃止を決定し、併せて4月分扶助費 [] 円及び5月分扶助費 [] 円の返納を決定した。

(2) 判断

処分庁は本件処分を行った理由として、「法第19条第1項各号に該当せず、事実上処分庁を保護の実施機関として保護を実施することが不可能な状態となっている。」としており、この判断の当否について検討する。

法第19条第1項は、「都道府県知事、市長及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を管理する町村長は、次に掲げる者に対して、この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。」と規定し、第1号において「その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者」及び第2号において「居住地がないか、又は明らかでない要保護者であって、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの」と定めている。

本件において請求人の二男は、請求人が「突然東京に行くと言って家出した。」と処分庁の職員に説明していることや住民票が [] に転出となっていることから [] にはいないものと推測されるが、請求人については、処分庁の弁明書に「平成20年6月17日に請求人が来所した際に市内在住の複数の友人宅を転々としながら生活しているとの申立が請求人よりあっており」との記載があり、詳しい生活状況はわからないものの、 [] にいることが推測される。

そうであれば、請求人は、法第19条第1項第2号にいう「居住地がないか、又は明らかでない要保護者であって、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの」であり、処分庁の「法第19条第1項各号に該当せず、事実上処分庁を保護の実施機関として保護を実施することが不可能な状態」との主張は、処分庁が把握している事実と矛盾するものである。

従って、本件処分は、法第56条（被保護者は、正当な理由がなければ、既に決定された保護を、不利益に変更されることがない。）に反



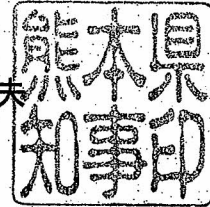
し、違法である。

以上、本件処分を違法とする請求人の本件審査請求は、理由がある。

よって、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成20年10月10日

熊本県知事 蒲島郁夫



教 示

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます。

ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる本件処分をした処分庁の所属する[]を被告として（訴訟において[]を代表する者は[]長となります。）本件処分の取消しの訴えを、又は熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県知事となります。）この裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると本件処分又は裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。